

令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (介護分) 交付要綱

(通則)

第1条 令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金(介護分)(以下「支援金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護・福祉分)交付要綱」(令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知)、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)実施要綱」(令和2年6月19日発老0619第1号厚生労働省老健局長通知)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止、介護・福祉分野の職員への慰労金給付及び介護サービス再開に向けた取組について、介護サービス事業所・施設等に対し、その経費の一部を支援することにより、介護サービス事業所・施設等が最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要な介護サービスを提供する体制の構築を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問系サービス事業所 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所
 - (2) 通所系サービス事業所 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通称介護事業所及び通所リハビリテーション事業所
 - (3) 短期入所系サービス事業所 短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所
 - (4) 多機能型サービス事業所 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 介護施設等 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。)
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は介護保険法(平成9年法律第123号)の例による。
- 3 第1項各号に掲げる事業所又は施設には、それぞれ介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含むものとし、同項各号に掲げる事業所又は施設を総称して「介護サービス事業所・施設等」という。

(交付の対象)

第4条 この支援金は、次の各号に掲げる事業を交付の対象とする。

(1) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

ア 事業対象者

次のいずれにも該当する介護サービス事業所・施設等に勤務する職員（以下「慰労金給付対象者」という。）

(ア) 介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員（介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所の職員を含む。）

(イ) 介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上（年次有給休暇や育休等、実質勤務していない日を除く。また、令和2年1月30日から同年6月30日までの間に限る。）勤務した職員

(ウ) 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合を含む。）

イ 対象事業の内容

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員は、①感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、②継続して提供することが必要な業務であること、③介護施設・事業所での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。なお、慰労金の給付は、医療機関、障害者福祉施設等に勤務する者への慰労金を含めて、1人につき1回に限る。

(2) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

ア 事業対象者

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等

イ 対象事業の内容

介護サービスが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するために要する次の経費（かかり増し経費に限る。）を交付の対象とする。

(ア) 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用

(イ) 外部専門家等による研修実施費用

(ウ) 研修受講等に要する旅費・宿泊費、受講費用等

(エ) 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使うことができる多機能型簡易居室の設置費用等

(オ) 感染防止を徹底するための面会室の改修費用

(カ) 建物内外の消毒費用・清掃費用

(キ) 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費

(ク) 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料

(ケ) 自動車の購入又はリース費用

(コ) 自転車の購入又はリース費用

(サ) タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く。）

(シ) 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料又は物品の使用料

- (ス) 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- (セ) 訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合に限る。）
- (ソ) 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費
- (タ) 介護サービス事業所・施設等における感染症対策に要するその他経費

(3) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

ア 事業対象者

令和2年4月1日以後、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所（以下、「在宅サービス事業所」という。）

イ 対象事業の内容

高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠な在宅サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけを行うもので、次に掲げるものを交付の対象とする。ただし、利用者に対する確認は、1回以上電話又は訪問により行うものとし、確認結果の記録を行うものに限る。

(ア) 在宅サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く。）であって、令和2年4月1日以後、在宅サービス利用休止中の利用者（当該事業所を利用していた利用者で、過去1月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（利用終了者を除く。））に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認及び希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行ったもの。

(イ) 居宅介護支援事業所であって、令和2年4月1日以後、在宅サービスの利用休止中の利用者（当該事業所を利用していた利用者で、過去1月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者（利用終了者を除く。））に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む。）及び他の在宅サービス事業所との連携（必要に応じケアプランの修正を行うことを含む。）を行ったもの。ただし、連携する在宅サービス事業所と、1回以上電話等により連絡を行ったものに限る。

(4) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

ア 事業対象者

令和2年4月1日以降、感染防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

イ 対象事業の内容

高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠な在宅介護サービスの利用再開に向けた環境整備等の取組で、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話は発声をする密接場面」をいう。）を避けてサービス提供を行うために要する次の経費を交付の対象とする。

(ア) 長機の購入費用

(イ) 飛沫防止パネルの購入費用

(ウ) 換気設備の購入費用及び設置に要する費用

(エ) 自転車の購入費用（電動のものを含む。リース費用を含む。）

(オ) タブレット等のICT機器の購入費用（リース費用を含み、通信費用を除く。）

(カ) 感染防止のための内装改修費

(キ) その他「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする事業を行う者（法人その他団体にあつては、その役

員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、給付の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（支援金の算定方法）

第5条 この支援金の交付額は、第2項から第4項までの規定により算出された額の合計額とする。

- 2 前条第1項第1号の事業に対する交付する額は、別表1に規定する基準額のとおりとする。なお、第7条第2項の規定により慰労金を代理申請及び受領を行う介護サービス事業所・施設等に対して交付する額は、別表に規定する基準額に慰労金給付対象者の人数を乗じた額に介護サービス事業所・施設等が慰労金給付対象者に対して慰労金を給付するために要する振込手数料の実費を加えた額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 前条第1項第3号の事業に対する交付額は、別表2に規定する基準額に対象利用者数（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に利用再開に向けた働きかけを行った利用者に限る。）を乗じた額とする。ただし、1事業所における算定は、1利用者当たり1回のみとする。
- 4 前条第1項第2号及び第4号の事業に対する交付額は、次表の第2欄に定める交付上限額及び第3欄に定める対象経費の実支出額並びに総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して最も少ない額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 事業	2 交付上限額	3 対象経費
感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	別表3のとおり	賃金・報酬（報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費）、謝金（報償費）、旅費、工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	別表3のとおり	賃金・報酬（報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費）、謝金（報償費）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
-------------------------	---------	---

- 5 前項の対象経費は、交付対象者が令和2年4月1日以降に開始した事業に要する経費で、令和3年3月31日までに事業及び費用の支払を完了したものに限る。なお、令和2年4月1日以降に開始した事業に要する経費であり、第7条の規定による交付申請書の提出時点で、既に事業が完了しているものを含む。
- 6 この支援金は、国、県及び市町村等における他の交付金、補助金等と重複して交付を受けることはできない。

（交付の条件）

第6条 この支援金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 各事業実施計画の各事業区分の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 交付事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第9号により速やかに、遅くとも交付事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、交付対象者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申請内容に基づき報告を行うこと。
- (10) 支援金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (11) 支援金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合に

は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続等)

第7条 介護サービス事業所・施設等の設置者又はこれらを運営する法人(以下「介護事業者等」という。)は、支援金の交付を申請しようとするときは、交付申請書兼概算払請求書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。なお、誓約書(様式第2号)及び役員等一覧(様式第3号)も併せて提出するものとする。

2 第4条第1項第1号に規定する介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業については、原則として、介護事業者等が、あらかじめ慰労金給付対象者から代理申請・受領委任状(様式第4号)を徴取した上で、前項の規定により申請を行うものとする。

3 やむを得ない理由により、介護事業者等による慰労金の代理申請及び受領が困難である場合、慰労金給付対象者は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(介護分)個人申請書(様式第5号)を知事に提出するものとする。なお、誓約書(様式第7号)も併せて提出するものとする。

4 第2項において、派遣労働者の他、業務委託受託者の労働者に対する慰労金を申請しようとするときは、委託会社等の介護事業者等に係る慰労金の代理申請・受領委任状(様式第4号)並びに代理申請・受領委任状(様式第6号)及び給付対象者内訳(様式第6号別紙)を委託会社等から徴取した上で行うものとする。

(交付決定までの標準的期間等)

第8条 知事は、第7条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとし、申請者に対して交付決定通知により、その決定内容を通知する。

(概算払い)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払いをすることができる。

(実績報告)

第10条 第7条第1項の規定により申請を行う介護事業者等は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8号)を知事に提出して行わなければならない。

(支援金の返還)

第11条 知事は、前条の報告内容が交付決定の内容及び条件に適合するか審査を行い、実績額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(決定の取消等)

第12条 知事は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又

は一部を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

二 支援金の他の用途への使用をし、その他交付事業に関し支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団又は第4条第2号に該当する者（交付事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同号に該当する者である法人その他の団体）であることが判明したとき。

2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、支援金の当該取消に係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 交付事業者は、第1項の規定により支援金の交付の決定が取り消された場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金等の額に充てられたものとする。

5 交付事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

7 知事が第6条の規定による交付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、千葉県が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（事業概要に関する周知等）

第13条 知事は、事業実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による介護事業者等及び慰労金給付対象者への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第14条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、介護事業者等又は慰労金給付対象者から知事が別に定める日までに第7条の規定による申請が行われなかった場合は、支援金を受けることを辞退したものとみなす。

（不当利得の返還）

第15条 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第16条 本事業の支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第17条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行し、令和2年度分の予算に係る支援金について適用する。

別表 1

基準額表（介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業）

- ① 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生し、又は濃厚接触者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第1項の規定により知事又は保健所長若しくはその職員により新型コロナウイルス患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は新感染症の所見がある者と接触があった者として調査の対象となった者をいう。以下同じ。）である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

対象者	基準額
訪問系サービス事業所に勤務する者で、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを一度でも提供した職員	1人当たり 20万円
訪問系サービス事業所以外の介護サービス事業所・施設等に勤務する者で、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日とする。）以降に当該事業所・施設で勤務した職員	1人当たり 20万円
上記以外の利用者と接する職員	1人当たり 5万円

- ② ①以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

対象者	基準額
利用者と接する職員	1人当たり 5万円

別表 2

基準額表（在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業）

（ア）在宅サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く。）

事業所の種別		確認方法	電話による確認の場合	訪問による確認の場合
訪問系サービス事業所	訪問介護事業所		利用者1人当たり 1.5千円	利用者1人当たり 3.0千円
	訪問入浴介護事業所			
	訪問看護事業所			
	訪問リハビリテーション事業所			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
	夜間対応型訪問介護事業所			
	福祉用具貸与事業所			
	居宅療養管理指導事業所			
通所系サービス事業所	通所介護事業所	通常規模型	利用者1人当たり 1.5千円	利用者1人当たり 3.0千円
		大規模型（Ⅰ）		
		大規模型（Ⅱ）		
	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）			
	認知症対応型通所介護事業所			
	通所リハビリテーション事業所	通常規模型		
大規模型（Ⅰ）				
大規模型（Ⅱ）				
短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			
多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			

- ・申請時点で指定を受けている事業所の種別を適用する。
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）の、訪問型は訪問介護事業所の交付上限額を適用する。ただし、介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分とし、申請時点の規模区分を適用する。

（イ）居宅介護支援事業所

区分	確認方法	電話による確認の場合	訪問による確認の場合
看護師等が協力して行うもの		利用者1人当たり 4.5千円	利用者1人当たり 6.0千円
上記以外のもの		利用者1人当たり 1.5千円	利用者1人当たり 3.0千円

- ・申請時点で居宅介護支援事業所の指定を受けている事業所に適用する。
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、居宅介護支援事業所の交付上限額を適用する。ただし、介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・看護師等とは、看護師及び居宅療養管理指導を行う者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）をいう。
- ・「看護師等が協力して行うもの」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問した上で、所要の対応を行ったものをいう。

別表3

交付上限額表（感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

・在宅サービス事業所における環境整備への助成事業）

事業所・施設等の種別		事業	(2) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	(4) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業
訪問系サービス事業所		訪問介護事業所	1事業所当たり 534千円	1事業所当たり 200千円
		訪問入浴介護事業所	1事業所当たり 564千円	
		訪問看護事業所	1事業所当たり 518千円	
		訪問リハビリテーション事業所	1事業所当たり 227千円	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1事業所当たり 508千円	
		夜間対応型訪問介護事業所	1事業所当たり 204千円	
		居宅介護支援事業所	1事業所当たり 148千円	
		福祉用具貸与事業所	1事業所当たり 148千円	
		居宅療養管理指導事業所	1事業所当たり 33千円	
通所系サービス事業所	通所介護事業所	通常規模型	1事業所当たり 892千円	
		大規模型（Ⅰ）	1事業所当たり 1,137千円	
		大規模型（Ⅱ）	1事業所当たり 1,480千円	
		地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	1事業所当たり 384千円	
		認知症対応型通所介護事業所	1事業所当たり 375千円	
	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	1事業所当たり 939千円	
		大規模型（Ⅰ）	1事業所当たり 1,181千円	
大規模型（Ⅱ）		1事業所当たり 1,885千円		
短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	44千円に定員を乗じた額		
多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所	1事業所当たり 475千円		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1事業所当たり 638千円		
介護施設等		介護老人福祉施設	38千円に定員を乗じた額	
		地域密着型介護老人福祉施設	40千円に定員を乗じた額	
		介護老人保健施設	38千円に定員を乗じた額	
		介護医療院	48千円に定員を乗じた額	
		介護療養型医療施設	43千円に定員を乗じた額	
		認知症対応型共同生活介護事業所	36千円に定員を乗じた額	
		養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）	37千円に定員を乗じた額	
		養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）	35千円に定員を乗じた額	

・申請時点で指定を受けている事業所・施設等の種別を適用する。

・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）の、訪問型は訪問介護事業所の、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所の交付上限額を適用する。ただし、介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分とし、申請時点の規模区分を適用する。

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(法人名)
(役職・代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る交付申請書兼概算払請求書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額・概算払請求額： 千円

(内訳)

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1. 介護慰労金事業 | 千円 |
| 2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 | 千円 |
| 3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 | 千円 |
| 4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 | 千円 |

(関係書類)

- 1 事業所・施設別申請額一覧（様式第1-1号及び別添）
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式第1-2号）
- 3 介護慰労金受給職員表（法人単位）（様式第1-3号）

【申請内容に関する連絡先】

申請法人住所	〒	
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(別添)事業所・施設別申請額一覧(サービス別一覧)

No.	介護保険 事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	電話番号	郵便番号	住所	代表となる 事業所・施設名	補助予定額(千円)					合計
								介護 慰労金	20万円 対象者の 有無	感染対策 費用助成 事業	個別再開 支援助成 事業	再開環境 整備助成 事業	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

(様式第1-2号)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実施計画書(事業所単位)

施設概要

介護保険事業所番号			事業所名称					
所在地	郵便番号	都道府県名	住所		連絡先	電話番号	担当部署名	
提供サービス			サービス種類コード		定員	人	職員数 (派遣含む)	人
事業区分	<input type="checkbox"/> 介護慰労金事業 → 1を記載		<input type="checkbox"/> 感染対策費用助成事業 → 2を記載					
	<input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載		<input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載					

口座情報

国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する	<input type="checkbox"/>	本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した補助金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く) 債権譲渡されていない場合は、左欄に○を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。
国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない	<input type="checkbox"/>	

支出予定額

1. 介護慰労金事業				※対象職員の氏名等について、様式1-3を作成すること。		申請額①	千円
慰労金の区分・人数	20万円対象	人	5万円対象	人	振込手数料	千円(千円未満切り捨て)	

2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業			補助上限額	申請額	今回申請分②	千円
			千円		既申請分	千円
【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】					年度合計額	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業				申請額③	千円
利用者1人あたり単価 (居宅介護支援以外共通)	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人	
居宅介護支援のみ 右欄に記載	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人	
	電話による確認(看護師等が協力した場合)	4,500 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認(看護師等が協力した場合)	6,000 円	対象利用者数	人	

4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業			補助上限額	申請額	今回申請分④	千円
			千円		既申請分	千円
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】					年度合計額	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

(注)2. 及び4. の事業の申請額(今回申請分)は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

⑩

(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

(介護保険事業所番号：)

交付金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付要綱第4条第2項各号（※）のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、交付金等の交付を受けるに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、交付金の交付を受けられないこと又は交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

※ 令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付要綱第4条第2項各号（抜粋）

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行とするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

様式第3号

役員等名簿

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私 ・ 当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

（介護保険事業所番号： ）

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・ 個人である場合は本人を記載すること。
 - ・ 法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

千葉県 知事様

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）における
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 代理申請・受領委任状

所 属：
氏 名：（自署）
住 所：（自署）
生年月日：

私は、下記の事項を確認・誓約し、
代理申請・受領者と定め、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金
の申請及び及び受領に関する権限を委任します。

を
円

記

1. 今回の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の申請以外に、個人申請並びに他の医療機関や介護・障害施設から慰労金の給付申請を行わないこと。
2. 申請内容に虚偽があった場合又は複数機関等から慰労金の給付を受けた場合は、不当利得として速やかに千葉県知事に慰労金を返還すること。

（注意事項）

この委任状は、県への提出は不要です。ただし、慰労金の代理申請及び受領を証するものとして、県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、介護サービス事業所等において、適切に保管しなければなりません。

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）個人用申請書

申請日	令和 年 月 日
対象期間内に勤務していた事業所・施設等の所在する都道府県	
千葉県知事 様	



①申請者の氏名等

(フリガナ)	現住所	性別	生年月日
氏名	〒	男・女	(明治・大正・昭和・平成)
印			年 月 日
日中連絡可能な電話番号	()	(自宅・勤務先・携帯)	
電子メールアドレス			

②対象期間内に勤務していた介護サービス施設・事業所の名称等

勤務先の名称	事業所番号	住所

③申請額等

申請額	5万円 ・ 20万円	(該当する金額を○で囲んでください)
裏面の申請額フローチャートの該当番号に○をつけてください		重複申請の有無
① ・ ② ・ ③		有 ・ 無

④勤務先における申請者の業務内容等 ※介護サービス事業所・施設において記載してもらうこと

勤務先での職種	サービス種類	利用者との接触の有無
		有 ・ 無
起点（※）から6月末までの勤務日数	勤務先における主な業務内容	
勤務先の証明	法人名	代表者名
		印

※起点は、当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日のいずれか早い日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」患者を受け入れた医療機関等の所在地の都道府県においては、当該患者を受け入れた日を含む。）とし、第1例目発生日が緊急事態宣言の対象地域とされた日以降の都道府県、又は第1例目発生日がなかった都道府県においては、当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域とされた日となります。千葉県においては、令和2年1月30日です。

注：1カ所の勤務だけでは日数要件に満たない場合、勤務した日数を合算できるが、その場合にはこの用紙を追加して表面の①（申請者の氏名と印及び生年月日のみで可）、②、④の欄を記載したものを2枚目以降に重ねてホッチキスで綴じて提出すること。

○下記の事項に同意の上、慰労金を申請します。

- ①当該介護サービス施設・事業所での勤務実態が条件を満たしていない場合は申請できません。
- ②医療・介護・障害の慰労金について、他の介護サービス施設・事業所等及び医療機関等からの給付申請や都道府県への給付申請を行うことはできません。
- ③都道府県が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ、申請期限までに、都道府県が申請者に連絡をしようとしても連絡がとれない場合には、都道府県は申請が取り下げられたものとみなします。
- ④慰労金の給付条件を満たしていなかった場合、記載内容に虚偽があった場合又は複数機関から給付を受けた場合は、慰労金を不当利得として返還していただきます。
- ⑤慰労金は、申請された口座に支給します。氏名等に変更があった場合は速やかに申し出て下さい。

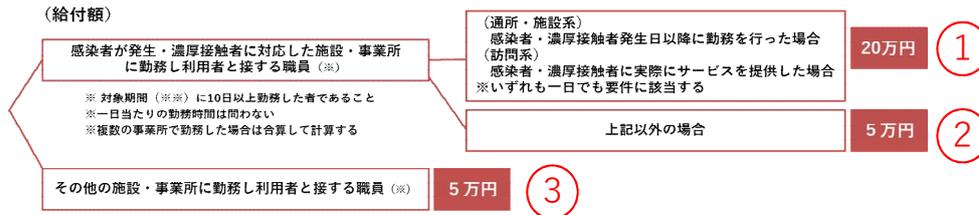
【受取口座記入欄】 ※長期間入出金のない口座を記入しないこと

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰で記載)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 5.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6行目がある場合は※に記載)		通帳番号 (右詰で記載)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択した場合は、 貯金通帳の見開き左上 または キャッシュカードに記載された記号・番号 を記載すること	※			

★裏面にも記載箇所があります

(申請書裏面)

○慰労金の申請額フローチャート



(※※) 対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日(★)のいずれか早い日(若手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16)から6/30までの間
★ チャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

本人確認書類 写し貼り付け

- ・ 運転免許証のコピー
- ・ マイナンバーカードのコピー (マイナンバーは写さないこと)
- ・ 健康保険証のコピー 等

振込先金融機関口座確認書類 写し貼り付け

- ・ 通帳 (金融機関・店舗名・預金種目・口座番号・口座名義人 (カナ) が書かれた部分) 又はキャッシュカードのコピー 等

チェックリスト

(以下の項目について必ず確認し、確認後はチェック欄 (□) にレを入れること)

- ①記載漏れや記載誤りがないか、再度ご確認下さい。
- ②記入した口座番号と添付した通帳のコピーの口座番号が一致することをご確認下さい。
- ③添付資料に漏れが無いかご確認下さい。
- ④医療・介護・障害の慰労金について、他の介護サービス施設・事業所等及び医療機関等からは慰労金の申請はしていません。
- ⑤慰労金の給付条件を満たしていなかった場合、記載内容に虚偽があった場合、複数の慰労金の給付を受けた場合は、慰労金の返還をしなければならないことを確認しました。

令和 年 月 日

様

(所属)

(代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）における「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」の代理申請・受領委任について

貴事業所（施設）で委託業務に従事する別紙の者にかかる慰労金の申請及び受領について、貴職に委任いたしますので、事務手続き方よろしくお願いいたします。

(※委託会社等から同社の職員等に慰労金の給付を行う場合は、以下を記載してください)

なお、慰労金の入金があった際には、下記口座にお振込みいただくようお願いします。

記

金融機関名：
支店名（支店コード）：
分類：普通 当座
口座番号：
口座名義：

誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

住 所

氏 名

印

私は令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)交付要綱第4条第2項各号(※)のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、慰労金の交付を受けるに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、慰労金の交付を受けられないこと又は慰労金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

※ 令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)交付要綱第4条第2項各号(抜粋)

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行とするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(法人名)
(役職・代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る実績報告書

令和〇年〇月〇日付け高第〇号－〇で交付決定を受けた令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）について、事業が完了したので、交付要綱第10条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記
千円

実績報告額：

(内訳)

事業名	実績報告額	交付済額	返還額
1. 介護慰労金事業	千円	千円	千円
2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	千円	千円	千円
3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	千円	千円	千円
4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	千円	千円	千円
計	千円	千円	千円

(関係書類)

- 1 事業所・施設別実績額一覧（様式第8－1号及び別添）
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実績報告書（事業所単位）（様式第8－2号）
- 3 介護慰労金受給職員表（法人単位）（様式第8－3号）
- 4 慰労金を職員等に対して給付した際の証拠書類
- 5 慰労金を職員等に対して給付する際に要した振込手数料にかかる証拠書類
- 6 支出の確認できる書類（例：領収書の写し、納品書の写し、契約書の写し等）
※支出内容（物品名、金額等）が具体的に確認できるものであること
- 7 交付決定通知書の写し
- 8 その他知事が必要と認める書類

【実績内容に関する連絡先】

法人住所	〒	
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(様式第8-2号)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実績報告書(事業所単位)

施設概要

Table with facility details including: 介護保険事業所番号, 事業所名称, 所在地, 郵便番号, 都道府県名, 住所, 連絡先, 電話番号, 担当部署名, 提供サービス, サービス種類コード, 定員, 職員数, 事業区分 (介護慰労金事業, 感染対策費用助成事業, 個別再開支援助成事業, 再開環境整備助成事業).

支出済額

1. 介護慰労金事業

※対象職員の氏名等について、様式8-3を作成すること。

Table for 1.1: 実績報告額① (千円), 交付済額 (千円), 返還額 (千円).

Table for 1.2: 慰労金の区分・人数 (20万円対象, 5万円対象), 振込手数料 (千円), 実績額 (基準額に慰労金給付対象者の人数を乗じた額及び振込手数料の実費の合計) (千円).

【20万円対象者がいる場合のみ】20万円の給付対象であることを説明できる資料等(感染者等と接触した者の記録等)を保管していることを確認しました。(確認した場合は、右枠に○を記入)。

<注意>記録等については5年間保管し、県から求めがあった際は提示していただく場合があります。

2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

Table for 2.1: 補助上限額 (千円), 実績報告額② (千円), 交付済額 (千円), 返還額 (千円).

【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】

Main expense table with columns: 科目, 実績額(円), 品目・数量等(その他を選択する場合は、用途も記載). Rows include: 賃金・報酬, 謝金, 旅費, 工事請負費, 原材料費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 支出総額, 総事業費, 寄附金その他の収入額.

上記の支出額には、従前から勤務している者の人件費や通常のサービス提供に必要な費用などは含まれていないことを誓約します(含まれていない場合は、右枠に○を記入)。

<注意>本事業の対象経費は、感染症対策を徹底した上でサービス提供するに当たり必要となる「かかり増し経費」のみです。

3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

			実績額	実績報告額③	千円
				交付済額	千円
				返還額	千円
利用者1人あたり単価 (居宅介護支援以外共通)	電話による確認	1,500 円	対象利用者数		人
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数		人
居宅介護支援のみ 右欄に記載	電話による確認	1,500 円	対象利用者数		人
	電話による確認(看護師等が協力した場合)	4,500 円	対象利用者数		人
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数		人
	訪問による確認(看護師等が協力した場合)	6,000 円	対象利用者数		人
実績額(基準額に対象利用者数を乗じた額の合計)					千円

4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

補助上限額	実績額	実績報告額④	千円
千円		交付済額	千円
		返還額	千円

【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】

科目		実績額(円)	品目・数量等(その他を選択する場合は、用途も記載)
賃金・報酬	その他		
謝金	その他		
旅費	その他		
需用費	飛沫防止パネルの購入費用		
	内装改修費(レイアウト変更)		
	その他		
役務費	その他		
委託料	その他		
使用料及び 賃借料	自転車のリース費用		
	ICT機器(タブレット等)のリース費用		
	その他		
備品購入費	長机の購入費用		
	換気設備の購入費用		
	自転車の購入費用		
	ICT機器(タブレット等)の購入費用		
	その他		
支出総額(対象経費の実支出額)			
総事業費			※支出総額と総事業費が異なる場合は、総事業費欄を上書きして下さい。
寄附金その他の収入額			

上記の支出額には、従前から勤務している者の人件費や通常のサービス提供に必要な費用などは含まれていないことを誓約します(含まれていない場合は、右枠に○を記入)。

<注意>本事業の対象経費は、「3つの密」を避けてサービス提供するに当たり必要となる「**かかり増し経費**」のみです。

(注) 交付済額(交付決定額)を超えた分については、追加で交付されません。
そのため、事業1. 及び3. にかかる実績報告額は、「実績額」と「交付済額(交付決定額の総額)」を比較して低い方の額とする。
また、事業2. 及び4. にかかる実績報告額は、「補助上限額」「対象経費の実支出額」「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」「交付済額(交付決定額の総額)」を比較して最も低い方の額とする。

令和 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

住所 (所在地) _____

氏名 (名称) _____ 印

(介護保険事業所番号 : _____)

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け高第 号一 により交付決定を受けた令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)について、令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)交付要綱第6条第1項第9号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)交付要綱第10条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要国庫補助金返還相当額)

金 _____ 円

(注) 参考となる書類を添付すること(2の金額の積算内訳等)